

2022 年度
企業主導型保育事業
つながりシェア保育園・代々木上原
重要事項説明書

学校法人 正和学園

企業主導型保育事業

つながりシェア保育園・代々木上原

email

tyojimu@seiwakuen.ed.jp

〒151-0064 東京都渋谷区上原 2 丁目 32-5

《こまば分室》

〒153-0041 東京都目黒区駒場 4-6-24 サンシャイン駒場 1 階

URL

<https://seiwakuen.ed.jp/tyo/>

2022年度 企業主導型 保育園事業 つながりシェア保育園・代々木上原 重要事項説明書

保育・教育の提供を開始するにあたり、当園より説明すべき事項は次のとおりです。

1. 施設運営主体

事業者の名称	学校法人 正和学園
代表者氏名	理事長 齋藤 祐善
法人の所在地	東京都町田市山崎町2261番地1
法人の電話番号	042-791-2746

2. 利用施設

施設の種類	企業主導型保育事業
施設の名称	つながりシェア保育園・代々木上原
所在地	東京都渋谷区上原2丁目32-5
《こまば分室》	東京都目黒区駒場4-6-24 サンシャイン駒場 1階
連絡先	03-6804-9552
管理者名	施設長 前田 秀和
定員 ※定員の範囲内で、 実情に合わせて変動します。	50名
自己評価の概要	職員による保育内容等の自己評価を定期的実施しています。
第三者評価の概要	外部監査法人による監査を毎年実施しています。
職員への研修の実施状況	内部研修 年6回、外部研修 年6回程度実施
事業開始年月日	2019年2月1日

3. 施設の目的・運営方針

事業の目的	0歳児から5歳児までの保育を行う。
理念	基本理念 『いきいき』 私たちは、こどもたちがいきいきと躍動感にあふれる姿を見せることこそが健全な保育が実施されている証明になると信じます。 保育方針「こども中心」 ①こどもたちは健全に育つ力を持っている。 ②こどもたちは素敵な学び手である。 ③こどもたちは未来を築く参加者の一員である。 ④好奇心、創造力、感動力において、こどもたちは大人の知らない世界を感じとっている。 私たちは、これらの事実を認め、こどもの育ちを中心に、保育を展開します。 特色「こどもの生きる力を引き出す保育」 当法人の保育の特色は、体験型・参加型でこども主体の活動を重視するよう努めているところです。こどもたちが出会う驚きや喜びというひとつひとつの積み重ねこそ、やがて知識や知恵を生み出す種子であるとしたら、園内で培う情操豊かな感受性の積み重ねこそ、この種子を大きく育み、伸ばす肥沃な大地であり土壌であるといえましょう。新しいもの、未知なるもの、美しいもの、善いことなどに触れたときに味わう感触や感動。思いやりや愛情などのその時起こる感情が呼びさまされると、次はその対象となるものについて、もっとよく知りたいと思うのです。自らが疑問に思い興味を持つことから見つけ出された知識や知恵こそ、身につくものだと考えます。 乳児期から年少期の保育において、安全であたたかい環境づくりの中で、しっかりとこどもたちの日々の感動や心の動きを見守っていく保育を特色とします。

4. 施設・設備等の概要

つながりシェア保育園・代々木上原				
敷地	全体	190.294㎡		
建物	構造	RC構造3階建のうち1階部分及び地階部分		
	延べ面積	178.679㎡（除く地階部分）		
施設の内容	ほふく室	1室	保育室	1室
	事務室	1室	調理室	1室
	医務室	1室		
設備の種類	冷暖房、一部床暖房			
その他				

こまば分室		
建物	延べ面積	112.48㎡
施設の内容	保育室	4室
	事務室兼医務スペース	1室
	ミニキッチン	1室
その他		

5. 職員体制

	職務の内容	常勤	非常勤
施設長	園務をつかさどり、所属職員を監督。	1名	
保育士	園児の保育。	3名以上	1名以上
栄養士	献立作成と調理業務及び食育に関する活動等を行う。	1名	
調理員	献立に基づく調理業務及び食育に関する活動等を行う。		2名
事務員	園運営に関わる事務		1名
園医	園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び保護者への相談・指導を行う。		1名
園歯科医	園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康歯科検診、職員及び保護者への相談・指導を行う。		1名

※設置基準を満たす関係上、設置人数が前後する場合があります。

6. 保育を提供する日

開園日	月曜日から土曜日
開園時間	7:00から19:00
休園日	日曜日、祝祭日、12月29日から1月3日

7. 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

保育時間	7:00から18:00
延長保育時間	18:01から19:00

8. 提供する保育等の内容

当園は、保育・教育要領を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

①保育・教育の提供

前項7に記載する時間において、保育を提供します。

②その他

子育て支援事業・障がい児保育（インクルーシブ保育※）など

※インクルーシブ保育とは、障がいを持った子どもや、多様な文化背景を持つすべての子どもたちと同じ空間で子どもたち1人ひとりを尊重することを前提とした保育・教育実践。

9. 食事の提供方法等について

①食事の提供方法

栄養士監修による、給食・おやつを用意いたします。

②食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

行事などに併せてお弁当の持参をお願いする日があります。

献立表は毎月のお便りで別途お知らせします。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	補食
0歳児	10:00～11:00頃（離乳食）	11:00頃	14:00～15:00頃（離乳食）	
1歳児	9:30頃	11:30頃	15:10頃	18:10頃
2歳児	9:30頃	11:30頃	15:10頃	18:10頃
3～5歳児		11:30頃	15:10頃	18:10頃

③アレルギー対応状況

・栄養士監修による、給食・おやつを用意いたします。

・食物アレルギー児には、厚生労働省による食物アレルギー疾患の「生活管理指導表」をもとに、施設長・栄養士との面談をした上で、除去食などの対応します。ご心配な場合はお申し出ください。

特別な事情により給食に配慮が必要な場合は、できる限りお子さんに合わせていきます。あらかじめご相談ください。

・食物アレルギー対応マニュアルあり。

④その他衛生管理等

・集団給食施設届出を渋谷保健所へ提出いたします。

・大量調理施設マニュアル基準に沿って衛生管理基準の作成を行います。

・日々の健康管理、確認及び細菌検査の実施（1月に1回）による調理従事職員の健康管理を徹底いたします。

・調理室の清掃及び整理整頓を実施し、衛生管理区分の維持管理を徹底しています。

10. 利用料金

保育に係る利用者負担（保育料） ※企業主導型保育事業の定めに従い、変動する場合があります。

一時預かり保育のご利用料金に関しては、「園児募集」からご確認ください。

年齢	保育料	特定保育料 *2	給食費	その他実費徴収 *3
0歳児	37,100円/月	8,000円/月	保育料に含む	4,000円/月
1・2歳児	37,000円/月	8,000円/月	保育料に含む	4,000円/月
3歳児	26,600円/月 *1	10,000円/月	7,500円/月 (実費徴収) *3	3,500円/月
4歳児以上	23,100円/月 *1	10,000円/月	7,500円/月 (実費徴収) *3	3,500円/月

・ ※1 保育の必要性のある3歳以上児の世帯及び0・1・2歳児非課税世帯は、保育の無償化により0円となります。

・ ※2 特定保育料は、「保育の質の向上」のための費用になります。（保育最低基準を上回る部分にかかる経費、オンライン対応、講師やゲストティーチャー、ICT費用、食育充実費など）

・ ※3 実費徴収については、以下のものとなります。

（3歳児以上の主食費・副食費、3歳未満児のオムツ・オムツ処理費、園内で利用する個人用の物品、文房具、教材、日用品等）

・ ※他に保育実費が発生する際は、事前にご家庭にお知らせいたします。

・ ※基本保育時間を超える場合、延長保育料をご負担いただきます(30分 150円+補食費100円)

【徴収方法】 ・電子決済（エンパイ）月締め 翌月20日頃請求

11. 利用の開始について

当園では、市町区村による保育の必要性などの認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

12. 利用の終了について

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- ①利用児が6歳児の4月1日を超えたとき
- ②保育料等の納入が3ヶ月以上滞ったとき
- ③その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

13. 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

	内科	歯科
医療機関の名称	代々木上原こどもクリニック	デンタルケア高松歯科
医院長名又は医師名	高見 剛	高松 ユミ
所在地	東京都渋谷区西原3丁目7-8 フィールド代々木上原 3階	東京都渋谷区富ヶ谷1-2-13
電話	03-5790-7227	03-3467-8850
契約内容	新入園児健診、0歳児健診（月1回）、定期健診（年2回）	歯科健診（年1回）

14. 緊急時の対応方法

- ・ 37.5℃以上の発熱や、嘔吐、下痢など、また発熱がなくてもお子様の具合が悪い場合は、ご連絡いたします。
（場合によってはお迎えをお願いします）
- ・ 緊急を要する場合は、病院にお連れします。
- ・ 保護者の方に連絡をとり、確認を行います。緊急連絡先は必ず個人カードにてお知らせください。
（保護者の同意がないと治療が受けられない場合があります。）
- ・ 連絡が取れ次第、職員が病院にお連れし、保護者の方にも来ていただきます。
- ・ 職員は保険証のコピーを提示して受診します。保護者の方は「保険証」・「乳児医療証」などを持参してください。
- ・ 保護者に連絡が取れない場合は、個人カードを参考に、職員がお連れします。ご承知おきください。
- ・ 個人カード、保険証の内容に変更がある場合は園にお知らせください。

15. 虐待の防止のための措置

- 1 本園は、利用子どもの人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講じます。
 - ①人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備
 - ②職員による利用子どもに対する虐待等の行為の禁止
 - ③虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施
 - ④その他虐待防止のために必要な措置
- 2 第1項第2号における虐待等の行為とは、渋谷区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準等を定める条例、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準第25条（第50条において準用する場合を含む。）に規定する行為を指します。
- 3 本園は、保育の提供中に、本園の職員又は養育者（支給認定保護者等利用子どもを現に養育する者）による虐待を受けたと思われる利用子どもを発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、渋谷区及び児童相談所等の適切な機関に通告いたします。

16. 非常災害時の対策

- ・園内にAEDを設置しています。（職員はAED研修もしています）
- ・自動ドアはオートロックにし、各扉も施錠しています。
- ・渋谷警察の協力により、子ども達に交通安全・防犯の指導を行っています。（職員研修を実施しています）
- ・消防署の指導のもと、毎月避難訓練を実施しています。
- ・非常災害時は、できるだけ早いお迎えをお願いいたします。
- ・警戒宣言が発令された時、震度5以上の時には、園からの連絡がなくとも迎えに来てください。
- ・災害時に必要な情報が記載できる「子ども・保護者用携帯防災マニュアルブック」を活用しています。
- ・園内に、3日分の備蓄食料や毛布を用意してあります。

17. 企業主導型保育事業について

企業主導型保育事業とは、子ども・子育て支援法の改正に基づき、2016年度に内閣府が始めた取り組みで、仕事と子育ての両立を支援することを目的とした制度です。

企業枠のご利用

企業主導型保育事業を実施する施設は企業枠と地域枠を設ける必要があります。企業枠とは、当法と共同利用契約を結んだ企業様の従業員のお子様で、定員の半分以上は企業枠のお子様をお預かりすることとなっています。定員の半以下はその他のお子様にご利用いただけるよう地域枠として開くことができますが、企業枠のお子様に優先的に受け入れることとなっているため、入園をご希望の方には、お勤めの企業様との共同利用契約を結ばせていただくことをおすすめしております。

共同利用契約を結ぶにあたって、必要なは書面上の共同利用契約のみであり、提携企業様に経済的負担はなく、入園手続き、毎月の保育料の請求・支払いは提携企業様を通さず、園と利用者様の間で行うため事務的な負担も生じません。

※企業主導型保育事業は、財源を「子ども・子育て拠出金」としているため、厚生年金に保険に加入し「子ども・子育て拠出金」を負担している事業者さまのみにご活用いただけます。
その他の事業者様は、地域枠としてのご利用となります。

18. 賠償責任保険の加入

当園では以下の保険に加入しています。

①「独立行政法人日本スポーツ振興センター」

②全日本私立幼稚園連合会・全日本私立幼稚園PTA連合会「JK保険制度（賠償責任保険）」

※保育中にケガや食中毒などが発生した場合、上記の機関により療育に要する費用の一部の給付を受けることができます。

（事故の発生状況等によっては保険の適用を受けられない場合もあります）

【独立行政法人日本スポーツ振興センター給付の対象となる災害の範囲と給付金額】

災害の種類	災害の範囲		給付金額
負傷	学校の管理下の事由によるもので、療養に要する費用の額が5000円以上のもの		医療費（給付金の計算方法） 医療保険並みの療養に要する費用の額の4/10（その内1/10は、療養に伴って要する費用として加算される分） 但し、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得 区分により限度額が定められている）に「療養に要する 費用月額」の1/10を加算した額 入院時食事療養費の標準負担額がある場合はその額
疾病	学校の管理下の事由によるもので、療養に要する費用の額が5000円以上のもののうち、文部科学省令で定めるもの ・学校給食等による中毒 ・ガス等による中毒 ・熱中症 ・溺水 ・異物の嚥下 ・漆等による皮膚炎 ・外部衝撃等による疾病 ・負傷による疾病		
障害	学校の管理下の負傷及び上欄の疾病が治った後に残った障害でその程度により1級から14級に区分される		障害見舞金（障害等級表） 3770万円～82万円 （通園中の災害の場合1885万円～41万円）
死亡	学校の管理下の事由による死亡及び上欄の疾病に直接 起因する死亡		死亡見舞金 2800万円 （通園中の場合1400万円）
	突然死	学校の管理下において運動などの 行為とは関係なしに発生したもの	死亡見舞金 1400万円 （通園中の場合も同様）
		学校の管理下において運動などの 行為が起因あるいは誘因となって 発生したもの	死亡見舞金 2800万円 （通園中の場合1400万円）

【全日本私立幼稚園連合会・全日本私立幼稚園PTA連合会の「JK保険制度（賠償責任保険）」】

1事故4億円 1名につき1億円

19. 保育・教育内容に関する相談・要望・苦情 ※2022年3月1日現在

受付担当者	是枝 美穂	
受付責任者	前田 秀和（施設長）	
利用時間	9:00～17:00	
連絡先	電話 03-6804-9552 FAX 03-6804-9558	
第三者委員	齋藤 美和 042-793-4170	小宮 誉文 03-3523-3217
受付方法	面接・電話・文書などの方法で相談・苦情を受け付けます。	

20. 守秘義務及び個人情報の保護に関する基本方針

当園では個人情報保護に関する基本方針として項目20の内容を掲げています。

なお、転園の際には指導要録の受け渡しなどの、個人情報の伝達がある場合があります。

21. 個人情報の取り扱いについて

学校法人正和学園に提出いただきました個人情報は、以下の目的で利用させていただきます。

①学校法人正和学園における個人情報の利用目的

- ・ 保育環境の情報提供（名簿、緊急連絡網、おたより、園内外作品展示、園内外写真展示など、その他保育目的に必要と思われる書類、活動、映像、写真、ホームページ、ブログ、SNSなど）
- ・ 学校、自治体等公共機関との連携
- ・ 他の幼児教育機関などとの連携
- ・ 健康診断、既往歴などの情報共有、感染症拡大防止を目的とした医療機関との連携
- ・ 学校法人正和学園保護者との連携
- ・ 事務作業を目的とする金融機関、公共機関との連携
- ・ 園内外活動への参加目的とした情報提供
- ・ 園内外保育活動における写真などの販売目的
- ・ 園内外保育活動の紹介おたよりなどへの写真の提供
- ・ 保育活動の園外発表等における作品、写真などの掲示
- ・ 企業等からの業務委託を受けて行う情報開示
- ・ 学校法人正和学園内において行われる保育・教育実習への協力
- ・ 教育学発展のための学術的検討
- ・ 外部監査機関への情報提供
- ・ その他学校法人正和学園運営に必要と思われる場合

②当園では、園児、保護者の方の個人情報を、法令に基づく正当な理由がある場合を除き、事前に本人の同意を得ることなく、第三者（上記関係者は除く）に提供しません。

③当園では、毎月の基本保育料の金額についての情報は、給付事務に必要な範囲に限って利用いたします。

④当園は、個人情報を厳正な運用体制のもとで管理していきます。個人情報に関する質問などは、学校法人正和学園までご連絡ください。

※行政の指導により内容が変更になる場合があります。